

議案第130号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中投票所又は共通投票所の投票管理者の項及び期日前投票所の投票管理者の項を次のように改める。

投票所又は共通投票所の投票管理者	日額 12,800円 ただし、職務時間内に交替する場合にあつては、日額12,800円を超えない範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円（期日前投票所で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたもの（以下「特定期日前投票所」という。）の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、983円を加算した額） ただし、職務時間内に交替する場合にあつては、日額11,300円（特定期日前投票所の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、983円を加算した額）を超えない範囲内において市規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

職務時間内に交替する場合における投票管理者の報酬額を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (抄)

別表 (第2条関係)

区分	報酬
省 略	省 略
投票所又は共通投票所の投票管理者	日額 12,800円 ただし、職務時間内に交替する場合にあつては、日額12,800円を超えない範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円 (期日前投票所で、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第48条の2 第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたもの (以下「特定期日前投票所」という。) の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、983円を加算した額) ただし、職務時間内に交替する場合にあつては、日額11,300円 (特定期日前投票所の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、983円を加算した額) を超えない範囲内において市規則で定める額
省 略	省 略

備考 省 略